新	旧	備考
貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）の 保険契約の保険料の納入に関する特約書 平成 13 年４月１日　01 - 制度 - 00015 沿革　（略） 平成26年９月24日　一部改正 貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）特約書が締結されたことに伴い、　　　　　　　　　（以下「組合」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書を次のとおり締結するものとする。	貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）の 保険契約の保険料の納入に関する特約書 平成 13 年４月１日　01 - 制度 - 00015 沿革　（略） 貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）特約書が締結されたことに伴い、　　　　　　　　　（以下「組合」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）の保険契約の保険料の納入に関する特約書を次のとおり締結するものとする。	
（特約書の対象） **第１条**　組合は、　　　年　月　日から　　　年　月　日までの期間に締結された貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）の保険契約（以下「保険契約」という。）の保険料をこの特約書の各条項に定めるところに従い、日本貿易保険に納入するものとする。ただし、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書（平成 17 年４月１日　05 - 制度 - 00017）又は貿易代金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書（平成 26 年 10 月１日　14 - 制度 - 00075）（以下これらを総称して「外貨建特約書」という。）が付された保険契約の保険料については、組合は、この特約書及び外貨建特約書の定めるところに従い、日本貿易保険に納入するものとする。	**（特約書の対象）** **第１条**　組合は、　　　年　月　日から　　　年　月　日までの期間に締結された貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）の保険契約の保険料をこの特約書の各条項に定めるところに従い、日本貿易保険に納入するものとする。ただし、貿易代金貸付保険（外貨建対応方式）特約書（平成 17 年４月１日　05 - 制度 - 00017。以下「外貨建特約書」という。）が付された保険契約の保険料については、組合は、この特約書及び外貨建特約書の定めるところに従い、日本貿易保険に納入するものとする。	
（保険料の額及び納入） **第２条**　前条の保険料の額は、保険契約が締結された貿易代金貸付又は保証債務の負担（貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）特約書（以下「包括特約書」という。）に定める「貿易代金貸付」又は「保証債務の負担」をいう。以下同じ。）ごとに、保険価額に貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 16 年７月２日　04 - 制度 - 00034）に従って算出された保険料率を乗じて得た金額とする。	**（保険料の額及び納入）** **第２条**　前条の保険料の額は、保険契約が締結された輸出代金貸付契約又は仲介貿易代金貸付契約（以下「貸付契約」という。） ごとに、保険価額に貿易保険の保険料率等に関する規程（平成 16 年７月２日　04 - 制度 - 00034）に従って算出された保険料率を乗じて得た金額とする。	
２　組合は当該保険料を包括特約書に定める輸出者等から徴収する	２　組合は当該保険料を当該貸付契約に係る輸出契約又は仲介貿易	

新	旧	備考
ものとする。	契約（以下「輸出契約等」という。）を締結した輸出者又は仲介貿易者から徴収するものとする。	
３　組合は、保険契約が締結された貿易代金貸付又は保証債務の負担、重大な内容変更等の承認がなされた貿易代金貸付又は保証債務の負担及び貸付金等又は主たる債務者の債務のうち保証債務に係る部分の全部又は一部について償還金額及び償還期限が確定した貿易代金貸付又は保証債務の負担その他保険料を納入すべき義務の生じた貿易代金貸付又は保証債務の負担に係る前項に規定する保険料の全額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納入しなければならない。	３　組合は、保険契約が締結された貸付契約、重大な内容変更等の承認がなされた貸付契約並びに貸付金の全部又は一部について償還金額及び償還期限が確定した貸付契約その他保険料を納入すべき義務の生じた貸付契約に係る前項に規定する保険料の全額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納入しなければならない。	
４～５　（略）	４～５　（略）	
（保険料の返還等） **第３条**　貿易代金貸付又は保証債務の負担に係る輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出、仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸、若しくは技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供又は貿易代金貸付若しくは保証債務の負担が、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）第 16 条、第 21 条、第 25 条若しくは第48条若しくはこれらの規定に基づく命令の規定による許可若しくは承認を受けられないとき、同法第 67 条の規定により当該許可若しくは承認の効力に付されていた条件により当該許可若しくは承認が効力を失うことが明らかになったとき（銀行等の責めに帰すべき場合を除く。）又は同法第 23 条の規定により中止の勧告若しくは命令を受け中止したときには、当該貿易代金貸付又は保証債務の負担に係る保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、日本貿易保険は、当該保険契約に係る既収保険料の全額を返還する。	**（保険料の返還等）** **第３条**　貸付契約に係る輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出、技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供若しくは仲介貿易貨物の販売若しくは賃貸又は貸付契約に基づく債権の取得が、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 16 条、第 21 条、第 25 条若しくは第 48 条若しくはこれらの規定に基づく命令の規定による許可若しくは承認を受けられないとき、同法第 67 条の規定により当該許可若しくは承認の効力に付されていた条件により当該許可若しくは承認が効力を失うことが明らかになったとき（銀行等の責めに帰すべき場合を除く。）又は同法第 23 条の規定により中止の勧告若しくは命令を受け中止したときには、当該貸付契約に係る保険契約は、締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、日本貿易保険は、当該保険契約に係る既収保険料の全額を返還する。	
２　貿易代金貸付又は保証債務の負担に係る輸出契約等に基づく仲介貿易貨物の船積が、船積国の法令に基づいて承認を受けるべき場合において、当該承認を受けられないとき及び当該船積の承認の効力に付されていた条件により当該船積の承認が効力を失うことが明らかになったとき（銀行等の責めに帰すべき場合を除く。）には、当該輸出契約等に係る貿易代金貸付又は保証債務の負担に対する保険契約は締結のときにさかのぼって効力を失うものと	２　仲介貿易代金貸付契約に係る仲介貿易契約に基づく貨物の船積が、船積国の法令に基づいて承認を受けるべき場合において、当該承認を受けられないとき及び当該船積の承認の効力に付されていた条件により当該船積の承認が効力を失うことが明らかになったとき（貿易一般保険約款第３条各号のいずれかに該当する事由又は仲介貿易契約の当事者の責めに帰すべき事由により船積することができなくなった場合を除く。）には、当該貸付契約に係る	

新	旧	備考
し、日本貿易保険は、当該保険契約に係る既収保険料の全額を返還する。	保険契約は締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、日本貿易保険は、当該保険契約に係る既収保険料の全額を返還する。	
３　（略）	３　（略）	
４　日本貿易保険は、前３項に該当する場合を除き、保険契約が無効となった場合（被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には無効により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、失効又は解除となった場合（被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には失効又は解除により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、貿易代金貸付又は保証債務の負担の額が減額した場合には減額となった部分に相当する保険料を、保険期間が短縮した場合には保険期間の短縮となった部分に相当する保険料を返還する。ただし、返還の対象となる保険料（加算される保険料がある場合には、返還される保険料と相殺された後の額とする。）が 100,000 円未満（平成 16 年９月 30 日以前に申込みがなされた案件については、30,000 円未満）の場合には、保険料は返還しない。	４　日本貿易保険は、前３項に該当する場合を除き、保険契約が無効となった場合（被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には無効により日本貿易保険がてん補する責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、失効又は解除となった場合（被保険者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には失効又は解除により日本貿易保険が責めに任じなくなった部分に相当する保険料を、貸付契約の貸付金の額が減額した場合には減額となった部分に相当する保険料を、保険期間が短縮した場合には保険期間の短縮となった部分に相当する保険料を返還する。ただし、返還の対象となる保険料（加算される保険料がある場合には、返還される保険料と相殺された後の額とする。）が 100,000 円未満（平成 16 年９月 30 日以前に申込みがなされた案件については、30,000 円未満）の場合には、保険料は返還しない。	
５　（略）	５　（略）	
第４条　（略）	**第４条**　（略）	
（特約書の改正） **第５条**　第１条に規定する期間中に貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）若しくはこれに基づく命令又は包括特約書が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約書を改正するものとする。	**（特約書の改正）** **第５条**　第１条に規定する期間中に貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）若しくはこれに基づく命令又は貿易代金貸付保険包括保険（２年以上）特約書が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約書を改正するものとする。	
（特約書又は約款の改定の申込等） **第６条**　第１条に規定する期間中に外為法又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約書又は貿易代金貸付保険の各約款の改定を申込むことができる。 ２　（略）	**（特約書又は約款の改定の申込等）** **第６条**　第１条に規定する期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約書又は貿易代金貸付保険約款の改定を申込むことができる。 ２　（略）	
第７条　（略）	**第７条**　（略）	
上記のとおり特約書を締結した証拠として本書２通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その１通を所持する。	上記のとおり特約書を締結した証拠として本書２通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その１通を所持する。	

新	旧	備考
年　　月　　日 輸出組合理事長名　　印 独立行政法人日本貿易保険理事長名　　印 附　則 この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。	年　　月　　日 組合名　　印 独立行政法人日本貿易保険理事長名　　印 附　則　（略）	